

山口県認定3R+（ぷらす）製品を募集します

山口県では、3R+（ぷらす）製品（リサイクル製品）の利用促進及び資源循環産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して、県内で製造加工される3R+（ぷらす）製品を認定し、その普及に努めています。

認定された場合、

- ・認定証を交付します
- ・認定マークの表示ができます
- ・県のホームページやパンフレットに掲載します
- ・県の公共工事地産地消推進モデル事業の選定対象になります
- ・県の政策入札制度において評価ポイントの対象になります



○ 募集期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）

○ 対象製品

- ・再生可能な資源や県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造加工されている
- ・廃棄物等の発生抑制とリサイクルの推進に効果があると認められる
- ・3R+（ぷらす）の取組（リニューアブル（再生可能な資源の活用）など）により、循環資源の循環的な利用の促進に効果があると認められる
- ・製造加工において、生活環境保全のための必要な措置が講じられている
- ・既に県内で販売されている又は申請から6ヶ月以内に販売予定である
- ・下記の認定基準に適合している

○ 認定基準

次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。

- ◎特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていない
- ◎環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合している

次のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていること。

- ◎日本産業規格（JIS）
- ◎エコマーク認定基準
- ◎山口県土木工事共通仕様書（山口県土木建築部）
- ◎その他公的機関が定める品質等の基準

※申請者が、過去3年以内に廃棄物処理法に基づく許可を取り消されたことがある場合、認定の対象外となります。

○ 提出書類

①申請書※¹

②会社パンフレット

③製品※²

④製品の規格に関する試験結果

⑤重金属等の溶出等に係る試験結果（必要と認められる場合）

⑥製造工程を示したフロー図

⑦品質管理規定（社内規定）

⑧基準となる公的機関等の規格が記載された書類（写し）

⑨廃棄物処理法、その他関係法令に基づく許可証等（写し）

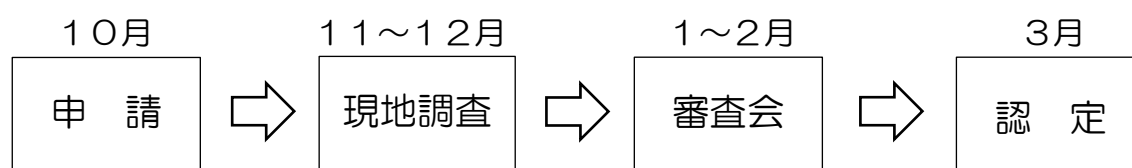
※¹：県廃棄物・リサイクル対策課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20803.html>

※²：製品はサンプルケースに入れてください。大型の製品は提出不要です。



○ 認定スケジュール



○ 応募先（問い合わせ先）

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課ゼロエミッション推進班

TEL：083-933-2992

FAX：083-933-2999

Email：a15700@pref.yamaguchi.lg.jp